

平成 30 年 9 月 27 日 制定（国官参事第 613 号）

航空局長

部品等脱落防止措置に関する技術基準

1. 目的

この基準は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 100 条及び航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 210 条の規定による航空運送事業の許可、法第 123 条及び規則第 227 条の規定による航空機使用事業の許可及び法第 129 条及び規則第 232 条の規定による外国人国際航空運送事業の許可並びに法第 109 条及び規則第 220 条の規定による航空運送事業の事業計画の変更の認可、法第 109 条を準用する法第 124 条及び規則第 220 条を準用する規則第 229 条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可及び法第 129 条の 3 及び規則第 233 条の 3 の規定による外国人国際航空運送事業の事業計画の変更の認可を受けるにあたり、本邦航空運送事業者及び航空機使用事業者並びに外国人国際航空運送事業者等（以下「事業者」という。）が航空機の運航に伴う部品等の脱落の発生を防止するために必要な技術基準を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

2-1 この技術基準は、最大離陸重量が 5,700 キログラムを超える飛行機の運航に伴う部品等の脱落の防止に関して適用する。

2-2 この技術基準において「部品等」とは、部品又は氷塊をいうものとする。

3. 許可又は認可の申請

事業者が許可又は変更の認可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

3-1 技術管理

部品等の脱落に関する情報を収集の上これを分析し、及び技術評価し、その結果をもとに対策を策定し、及び実施することができる体制を有していること。

3-2 技術的措置

3-2-1 部品等の脱落の防止に資する技術的資料の採用

機体及び装備品等の製造者が発行する部品等の脱落の防止に有効であると認められる技術的資料は採用すること。ただし、同等以上の対策が講じられる場合にあっては、この限りでない。

3-2-2 その他の対策

前項に掲げるもののほか、独自に部品等の脱落の防止に取り組み、必要な措置を講じること。

3-3 教育訓練

航空機乗組員、整備従事者及び地上取扱業務に従事する者に対して部品等脱落防止措置に係る教育訓練を行うこと。

(附則) (平成 30 年 9 月 27 日)

1. この技術基準は、法第 100 条及び規則第 210 条の規定による航空運送事業の許可、法第 123 条及び規則第 227 条の規定による航空機使用事業の許可、法第 109 条及び規則第 220 条の規定による航空運送事業の事業計画の変更の認可並びに法第 109 条を準用する法第 124 条及び規則第 220 条を準用する規則第 229 条の規定による航空機使用事業の事業計画の変更の認可を受けようとする者については、平成 31 年 1 月 15 日から適用する。
2. この技術基準は、法第 129 条及び規則第 232 条の規定による外国人国際航空運送事業の許可並びに法第 129 条の 3 及び規則第 233 条の 3 の規定による外国人国際航空運送事業の事業計画の変更の認可を受けようとする者については、平成 31 年 3 月 15 日から適用する。